

# 理容師制度について

厚生労働省 健康・生活衛生局  
生活衛生課

# 理容師制度の概要について

## 理容師

- 理容師免許は、理容師法(昭和22年)に基づく国家資格
- 理容師とは理容を業とする者をいい、理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない
- 免許取得のためには、高校を卒業後、都道府県知事が指定した理容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を修了したのち、国家試験に合格することが必要
- 理容師法及び美容師法に基づく指定試験機関・指定登録機関として「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

## 管理理容師

- 管理理容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 管理理容師制度は、理容業務の技術的管理運営の適正化及び理容施設の衛生的管理の向上並びに利用者の衛生保持のために設けられたもの

# 理容師の資格取得の流れ

高等学校卒業以上



## 理容師養成施設

### ○通常課程

昼間課程（2年以上）

夜間課程（2年以上）

通信課程（3年以上）

### ○修得者課程（※）

昼間課程（1年以上）

夜間課程（1年以上）

通信課程（1.5年以上）

※平成30年4月1日施行

※美容師の資格を有する者が理容師の資格を取得する際に履修できる教科課程

理容師試験

厚生労働大臣免許

管理理容師講習会

管理理容師

## 理容師

### 理容

頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること

### 管理理容師

理容師が複数いる理容所の衛生管理責任者  
管理理容師は理容師の実務経験が3年以上  
管理理容師資格認定講習会修了

# 理容師の国家試験について

- 理容師試験の事務については、理容師法第4条の2の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができることされており、平成12年4月3日付で公益財団法人理容師美容師試験研修センターを指定し、国家試験を実施。
- 試験の課目は、理容師法施行規則において、  
**筆記試験**  
①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、  
⑤文化論、⑥理容技術理論、⑦運営管理  
**実技試験**  
理容実技  
と規定されている。

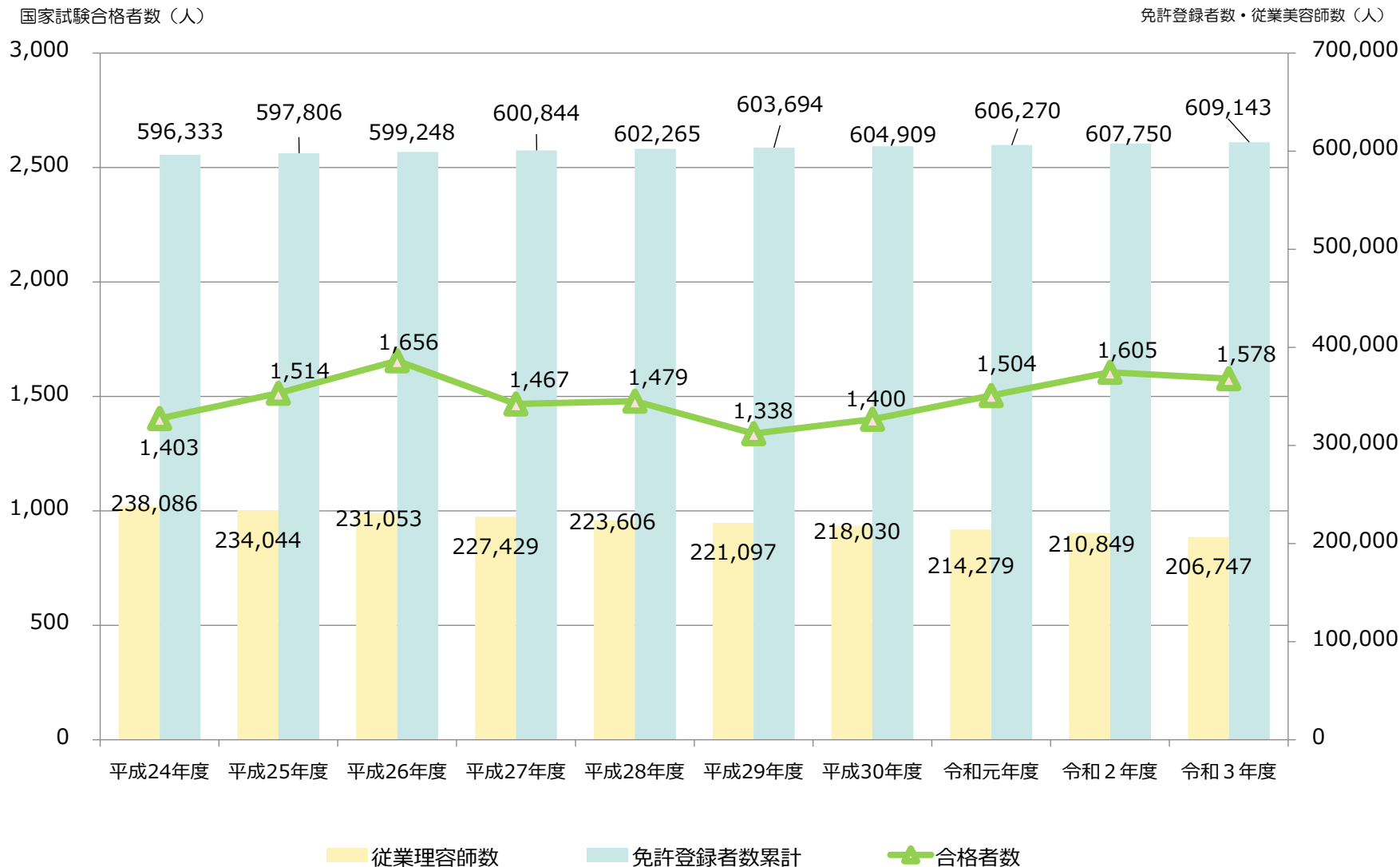
## ○理容師法（昭和22年法律第234号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

# 理容師数及び理容師国家試験合格者の推移

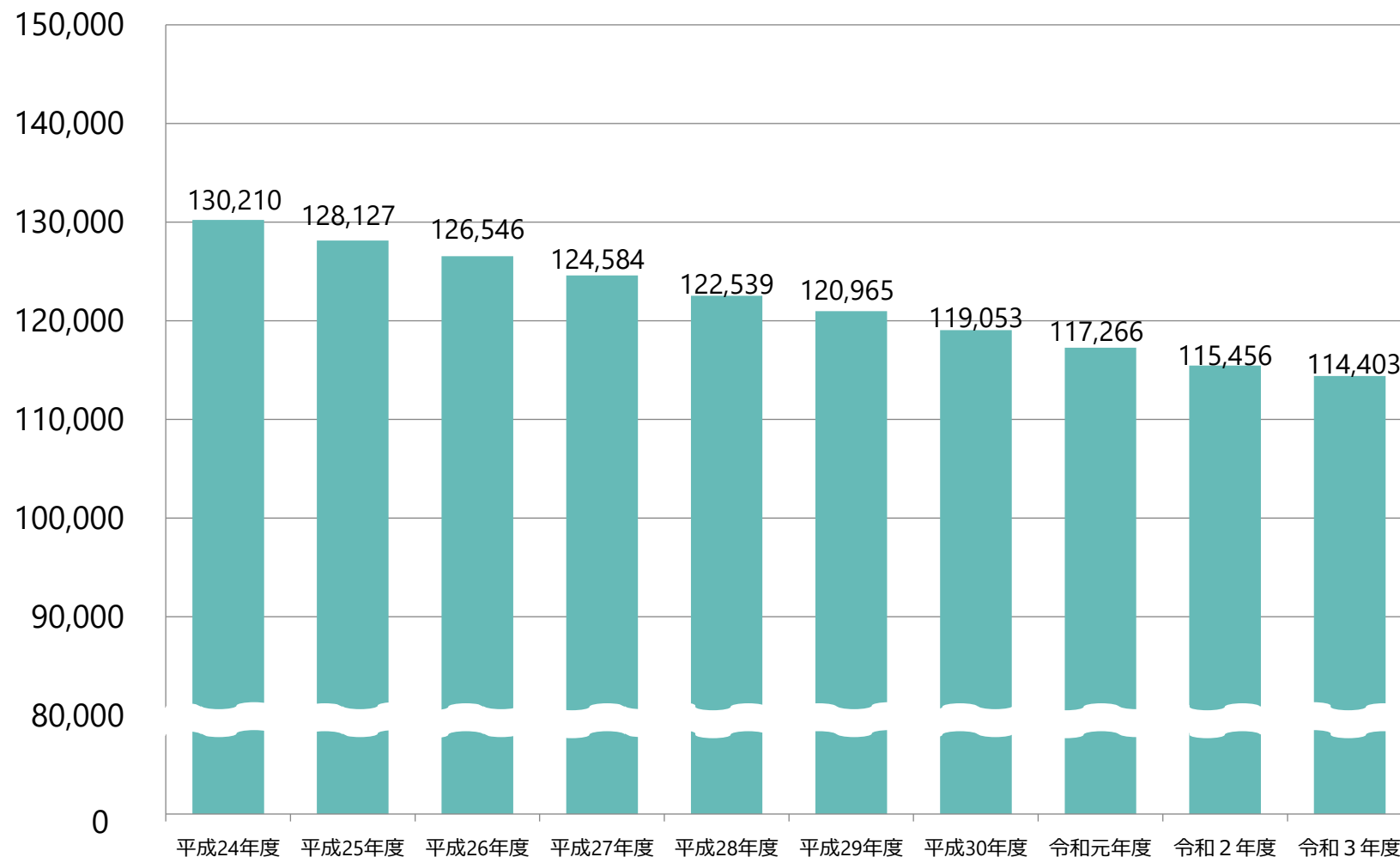
出典：衛生行政報告例及び(公財)理容師美容師試験研修センターHP



# 理容所の推移

出典：衛生行政報告例

施設数（施設）



# 理容師・美容師制度の主な変遷①

## 過去の見直しの経緯①（平成7年理容師法・美容師法改正）

- 科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、議員立法により平成7年（1995年）に理容師法・美容師法が改正され、理容師・美容師免許を厚生大臣（現厚生労働大臣）免許とすることとされた。
- 理容師・美容師養成施設において、**共通内容の必修課目**のほか、**養成施設が独自に設定する選択課目**とし、**特色のある理容師・美容師を育てる教育を実施**することとされた。
- 厳しい労働環境下におかれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「**実地習練**」を**廃止し、理容・美容実習について、養成施設で行うことを基本**とした。
  - ※ 養成施設の判断で、年間60時間内、理容所での実務実習を行うことは可能。

### 法改正前

- 理容師・美容師免許は、**都道府県知事免許**
- 学科試験の受験資格
  - ・ **中学校卒業以上**
  - ・ 理容師・美容師養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な学科を修めること。  
（昼間1年、夜間1年4月、通信2年）
- **実地習練を実施（1年以上）**
- 実地試験の受験資格
  - ・ 学科試験に合格していること。
  - ・ 理容師・美容師養成施設卒業後1年以上の実地習練を経ていること。



### 法改正後（現行）

- 理容師・美容師免許は、**厚生大臣（現厚生労働大臣）免許**
- 理容師・美容師試験受験資格
  - ・ **高等学校卒業以上**  
（筆記及び実技）
  - ・ 理容師・美容師養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な知識及び技能を取得する。  
（昼間2年、夜間2年、通信3年）
- **実地習練を廃止**

# 理容師・美容師制度の主な変遷②

## 過去の見直しの経緯②

高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として、これまでも累次（平成20年、平成29年など）にわたり見直しを実施。

### （１）平成20年制度改正

- 理容実習・美容実習の見直しを実施
  - ・養成施設内で行うモデルを使用した実習について、「入所後概ね6か月を経過してから」の制限を撤廃
  - ・理・美容所で行う実務実習について、1日当たり2時間（必要に応じて4時間）以内の制限を撤廃
- 教科課程の見直しの実施
  - ・理容業・美容業に関連の深い内容を中心とした構成となるよう教科課目の教育内容を見直し

### （２）平成29年制度改正

- 教科課程の見直しを実施
  - ・理容業・美容業に特化した内容となるよう教科課目の教育内容、単位数を見直し
- 理容師又は美容師が他方の資格を取得（ダブルライセンス）をしやすい対応を実施
  - ・理容師養成施設に「美容修得者課程」、美容師養成施設に「理容修得者課程」を創設（昼間・夜間：2年→1年／通信：3年→1.5年）
  - ・理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、筆記試験（技術理論を除く）を免除
    - ⇒平成29年制度改正については、今後、フォローアップを実施予定。



# (参考) 平成29年制度改正 教科課目の見直し (単位数等)

	変更前の単位数 (時間数)	変更後の単位数 (時間数)	変更内容
関係法規・制度	1以上 ( 30以上)	1以上 ( 30以上)	・ <u>理美容業務に特化した内容に重点化。</u>
衛生管理	3以上 ( 90以上)	3以上 ( 90以上)	・ <u>理美容業務に特化した内容に重点化。</u>
保健	4以上 ( 120以上)	<b>3</b> 以上 ( 90以上)	・ <u>学習内容を体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化した内容とする。</u>
香粧品化学	3以上 ( 90以上)	<b>2</b> 以上 ( 60以上)	・ <u>香粧品に特化した内容とする。</u> ・ <u>器具の取扱い等については、技術理論へ移行。</u>
文化論	3以上 ( 90以上)	<b>2</b> 以上 ( 60以上)	・ <u>デザイン、色彩等については、技術理論へ移行。</u>
運営管理	2以上 ( 60以上)	<b>1</b> 以上 ( 30以上)	・ <u>理美容業務に特化した内容に重点化。</u>
理容・美容技術理論	4以上 ( 120以上)	<b>5</b> 以上 ( 150以上)	・ <u>器具の取扱い、デザイン、色彩等を追加。</u>
理容・美容実習	<b>27以上 ( 810以上)</b>	<b>30以上 ( 900以上)</b>	・ <u>実習内容を充実。</u>
小 計	47以上 (1,410以上)	47以上 (1,410以上)	
選択課目	20以上 ( 600以上)	20以上 ( 600以上)	・ <u>一般教育は接客等の重点化を図る。</u> ・ <u>専門教育は技術・実践を重視した内容とする。</u>
合 計	67以上 (2,010以上)	67以上 (2,010以上)	

# 理容師養成施設における教科課程について①

○ 理容師養成施設指定規則において、養成施設において履修する教科課目及び単位数を規定

## 昼間課程又は夜間課程

(通常課程) 2年以上

	課目	単位数	時間数
必修課目	関係法規・制度	1単位以上	30時間以上
	衛生管理	3単位以上	90時間以上
	保健	3単位以上	90時間以上
	香粧品化学	2単位以上	60時間以上
	文化論	2単位以上	60時間以上
	理容技術理論	5単位以上	150時間以上
	運営管理	1単位以上	30時間以上
	理容実習	30単位以上	900時間以上
小計	47単位以上	1,410時間以上	
選択課目	20単位以上	600時間以上	
合計	67単位以上	2,010時間以上	

(修得者課程) 1年以上

	課目	単位数	時間数
必修課目	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	理容技術理論	4単位以上	120時間以上
	—	—	—
	理容実習	23単位以上	690時間以上
小計	27単位以上	810時間以上	
選択課目	7単位以上	210時間以上	
合計	34単位以上	1,020時間以上	

※ 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師を配置する理容所において、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

# 理容師養成施設における教科課程について②

○ 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準において、履修する教科科目及び単位数を規定

## 通信課程

(通常課程) 3年以上

課 目		通信授業 (添削指導回数)	面接授業 (単位数)
必修 課目	関係法規・制度	3回以上	2単位以上
	衛生管理	4回以上	6単位以上
	保健	3回以上	5単位以上
	香粧品化学	2回以上	6単位以上
	文化論	2回以上	2単位以上
	理容技術理論	8回以上	5単位以上
	運営管理	3回以上	2単位以上
	理容実習	6回以上	90単位以上
小計	31回以上	118単位以上	
選択課目	進度に応じた回数	2単位以上	
合計	31回以上	120単位以上	

(修得者課程) 1.5年以上

課 目		通信授業 (添削指導回数)	面接授業 (単位数)
必修 課目	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	理容技術理論	8回以上	2単位以上
	—	—	—
	理容実習	6回以上	45単位以上
小計	14回以上	47単位以上	
選択課目	進度に応じた回数	1単位以上	
合計	14回以上	48単位以上	

※ 単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、5時間以上を基準として理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師を配置する理容所において、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

## 提案者資料における「理容師を取り巻く状況」について

○ さらに、就業後も数年間はアシスタントして低い水準の賃金、長時間の労働等により、早期離職率が高水準で継続。

※ 理容師になるための修業期間は2年間と長期に渡り、高額な授業料が必要であるが、業界平均年収が約330万円前後(厚生労働省2023年3月17日「賃金構造基本統計調査」。全産業平均は約550万円)

○ 理容学校で2年間学ぶ内容が、現場が求める技術と乖離し、卒業後に即戦力として活躍できていない(早い段階から稼げる理容師になれていない)ことが離職の大きな要因。



○ 上記について、今般の養成課程変更の提案背景とされているが、アシスタント期間やその間の賃金水準等は、国で定めているものではなく、各店舗において自律的に決定されている。

また、早期離職の問題を含め、これらの事項は、就業後の職場環境の課題としての側面が多分にあるところ。

○ 理容師の養成制度は、これまでも、その時々<sup>の</sup>社会的背景や科学技術の進歩等を踏まえつつ、時代のニーズに沿った知識及び技術を修得できるよう、累次にわたる見直しを実施。

直近では、平成29年に、学識経験者、業界団体、養成施設関係者、公衆衛生の専門家等からなる検討会での議論を踏まえ、カリキュラムの見直し等を実施。

# 今回の御提案に対する考え方について①

## 「現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮」について

### 1. 理容師制度・資格の位置付け

- 理容師養成制度は、その時々の社会的背景や科学技術の進歩等に応じて、時代のニーズに沿った知識及び技術を修得できるよう、学識経験者や関連団体等の議論を踏まえ、随時、見直しを実施。
- 提案の「コア技術」に特化した教科課程は、現に存在する種々の理容ニーズ(ヘアカラー、パーマ等)を捨象したもの。本来、理容師として一体的に修得すべき知識・技術であり、理容師と同等の資格付与は困難。  
また、提案の制度の下、仮にヘアカラー、パーマ等の技術を資格取得後に独自に習得したとしても、当該理容行為を業として行うことは、理容師免許制度の趣旨に反し、許されない。

### 2. 仮に提案内容を認めた場合の懸念

#### (1) 制度の管理(都道府県等による監視・指導)

- 都道府県等は、理容師法に基づき、理容所及び理容師への監視指導を実施。
- 提案に沿って養成された「限定的な知識・技術を有する者」が、「コア技術」以外の理容行為を行った場合には、無資格者による理容行為となり、理容師法に基づく罰則(30万円以下の罰金)の対象となり得る。
- 「限定的な知識・技術を有する者」と理容師を同一店舗内で区別し、その実態を監視・指導することは現実的に困難。両者が併存する制度は許容し難い。

#### (2) 限定的な知識・技術を有する者のキャリア

- 「限定的な知識・技術を有する者」は、将来にわたり、本来理容師に求められるサービスを網羅的に提供することができないため、キャリア形成に大きな支障を来す。(理容師に必要な知識及び技術を全て修得し、理容師免許を取得後に、一部のサービスに特化した営業形態を自ら選択することとは、事情が全く異なる。)

# 今回の御提案に対する考え方について②

## 「実務実習の重点を置いた養成課程の新設等」について

### 1. 平成7年理容師法改正の目的・趣旨

- 平成7年の理容師法改正により実地習練制度は廃止され、現在の養成制度は、養成施設の教科課程の中で理容師として必要とされる基礎的な知識・技術を網羅的に修得させることを目的。
- 提案の内容は、従前の実地習練と同等の仕組み。実習の大半を各店舗に委ねる形態の下では、技術の修得という本来の役割を果たしていないといった平成7年法改正前と同様の問題が発生するおそれ。
  - ※ 「最低賃金を保障した有償インターン」を提案している点について、実務実習は、あくまで「養成施設の教育課程の一環」であり、生徒への給料等の支給は適切ではない。提案の内容は、生徒をあたかも受入店舗の労働力として扱う点で懸念されるとともに、教育の枠内で実務実習を行う趣旨と大きく乖離。

### 2. 仮に提案内容を認めた場合の懸念

- 養成課程では、生徒の学習状況や習熟度等を踏まえつつ、理論と実習を相互に関連付けた履修が効果的。提案のように座学(1年目)と実習(2年目)を分離し、徒に偏重した教育を行うべきではない。
- 実習の受入店舗の営業形態や顧客ニーズは様々。個々の地域・店舗によって修得できる技能には当然バラツキが生じ、全ての生徒が均質的に理容師に必要な基礎的技術を修得することは期待し難い。
  - 店舗によっては、客が不在となる時間帯も当然発生し、常に理容行為の実習時間として期待できない。(他方、養成施設であれば、定められた時間割に沿って、所定の実習内容を確実に履修可能。)
    - ※ 客不在時にウィッグ等を使用して教えるのであれば、養成施設で教員が生徒に教育することと何ら変わらない。
- このような懸念点を踏まえると、特区内であったとしても、ご提案の履修制度を活用することは適当と言いがたい。